

独立行政法人農畜産業振興機構の
令和 5 年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度（第5期）	
	中期目標期間	令和5～9年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	農林水産大臣			
	法人所管部局	畜産局	担当課、責任者	総務課長 木下 雅由
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 八百屋 市男

3. 評価の実施に関する事項	
農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である畜産局が法人の業務の実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。 なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。	

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評定																															
評定 (S、A、B、C、D)	B：令和5年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められるものの、一部改善等が期待される。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況																													
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																										
		B																													
評定に至った理由	評価を行った結果、小項目では1項目がs評価、17項目がa評価、77項目がb評価、2項目がc評価となり、中項目では1項目がS評価、3項目がA評価、21項目がB評価となり、大項目の評価は1項目がA評価、5項目がB評価となった。また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきB評価とした。																														
	(項目別評定の分布) 小項目では、110項目中 1項目がs評価、17項目がa評価、77項目がb評価、2項目がc評価、評価対象外が13項目 中項目では、 31項目中 1項目がS評価、3項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が6項目 大項目では、 8項目中 1項目がA評価、5項目がB評価、評価対象外が2項目																														
	<table><tr><th colspan="2">評価項目（大項目）</th><th>評価</th></tr><tr><td>第1</td><td>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第2</td><td>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第3</td><td>予算、収支計画及び資金計画</td><td>A</td></tr><tr><td>第4</td><td>短期借入金の限度額</td><td>B</td></tr><tr><td>第5</td><td>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第6</td><td>第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</td><td>—</td></tr><tr><td>第7</td><td>剰余金の使途</td><td>—</td></tr><tr><td>第8</td><td>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</td><td>B</td></tr></table>					評価項目（大項目）		評価	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第3	予算、収支計画及び資金計画	A	第4	短期借入金の限度額	B	第5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	第6	第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	第7	剰余金の使途	—	第8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項
評価項目（大項目）		評価																													
第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B																													
第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B																													
第3	予算、収支計画及び資金計画	A																													
第4	短期借入金の限度額	B																													
第5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																													
第6	第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—																													
第7	剰余金の使途	—																													
第8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B																													

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎の経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、畜産関係業務では、令和6年能登半島地震による被災に肉用牛生産者への支援対策として、要請に先んじて対応可能な措置として、生産者負担金の納付期限の延長、緊急対策事業として、被災地の現状・要望等を踏まえ、長期に渡る断水等に対応して飼養管理に要する飲料水等の確保や飼養家畜の緊急避難等の取組における支援内容の拡充等を被災地における災害対策説明会の開催、関係機関と連携して問合せ・相談に丁寧に対応して実施していた。野菜関係業務に関しては、当省の方針として示した収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例の終了に関し、速やかに情報収集を実施、関係者への周知等を行い、大きな混乱を招くことなく適切に対応していた。また、砂糖・でん粉関係業務では、当省において令和6年4月から異性化糖調整金に係る運用変更を行い、13年ぶりに異性化糖の売買が再開される可能性が高まったことに伴い、現行システムの動作確認の実施、業界からの要望である実務担当者説明会やシステム操作のトライアルを迅速かつ丁寧に実施したことにより、国際相場等の影響で売買の再開が令和6年1月に前倒しになったものの、異性化糖調整金徴収業務を円滑に遂行した。情報収集提供業務に関しては、利用者ニーズが高く、需給動向の重要性が増す中国の情報収集について、新たな関係機関として一般財団法人日中経済協会へ人材を派遣し、情報収集体制を整備、また、現地の業界団体（中国肉類協会）との関係構築に向けた調整を着手したことは高く評価できる。 一方、野菜関係業務の「契約指定野菜安定供給事業」及び「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等」のうち「契約特定野菜等安定供給促進事業」において、交付金交付の判断基準となる平均取引価額の算定及び公表値が平成22年4月以降、発見時まで誤っていたことが判明し、交付金が過少又は過大交付となっていた。 業務運営の効率化の項目については、業務経費（附帯事務費）や一般管理費を計画どおり削減している。また、調達等合理化計画に基づく契約の適正化、補助事業の透明性の確保、効率的な事業の実施、第三者機関による審査、評価を計画どおりに実施している。特に、デジタル化の推進において、生乳取引数量等確認事務支援システムのオンライン

	化による利便性の向上やシステム利用者の範囲の拡充を図ったほか、グループウェアを用いた法人内部の申請手続の追加等、法人内外に係る業務運営の大幅な効率化を実現したことは高く評価できる。 予算、収支計画及び資金計画において、自己収入の確保・増額に向け資金の検証、見直しを実施、短期借入金では、砂糖勘定の繰越欠損金に関する借入コストの抑制、不要財産の国庫納付等についても、計画通りに実施している。 その他業務運営に関する事項として、ガバナンスの強化では内部統制の充実、強化を図るため内部統制委員会、役員会、幹部会等を開催、役職員間での情報共有の取組、内部監査の実施、リスク管理委員会の開催、コンプライアンスの推進等を、情報公開の推進では独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報の開示等を、情報セキュリティ対策の向上ではサイバーセキュリティ基本法に基づき情報セキュリティ対策の改善を図る等、計画どおり実施している。また、消費者への広報において、デジタルによる情報提供の強化として、新たに Instagram による配信を開始、消費者等との意見交換会の4年ぶりの現地開催、alic セミナーの3年ぶりの対面開催、体験型イベント「ファーマーズ&キッズフェスタ」に初参加する等、農畜産物に関する理解を深める取組を実施したことは高く評価できる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	野菜関係業務の「契約指定野菜安定供給事業」及び「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等」のうち「契約特定野菜等安定供給促進事業」において、交付金交付の判断基準となる平均取引価額の算定及び公表値が平成 22 年 4 月以降、発見時まで誤っていたことについて、誤りの期間や理由、影響範囲などの調査と併せ、当省への第一報の報告を行った上で、令和 5 年 11 月 10 日にプレスリリースを実施している。当省からは同日付で指導通知を発出し、当該事業に申込みを行っている生産者等に対して本事案に関する丁寧な説明等の対応、原因究明、再発防止策の取りまとめ、当省に対して定期的な対応状況報告を要請している。 その後、法人は、業務システムプログラムの一部修正を実施した上で正確な交付金額の算定を実施、また、当該事業の交付金の原資には国及び都道府県の資金を使用していることから、事業手続きを行う都道府県法人にも説明、協力依頼の実施、当該事業に申込みを行った生産者や関係団体等全ての方に個別で電話連絡等により説明を実施している。 今後、生産者等から追加の交付金交付申請の提出、過大交付者への返納協力依頼などの生産者等への具体的な対応を進めていく予定となっている。 再発防止策としては、算定誤りの原因となったデータの正確性に関する確認、業務システムの改修、システム利用に関する業務体制整備、研修等の実施に努める必要がある。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	(外部有識者からの意見)

様式１－１－３ 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
第１ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B						
○１ 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	A					1－1	
（１）経営安定対策						〃	
ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等						〃	
◇（ア）肉用牛交付金の交付	a○重					〃	
◇（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表	b					〃	
◇（ウ）肉豚交付金の交付	－○重					〃	
◇（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表	－					〃	
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等						〃	
◇（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付	a○重					〃	
◇（イ）肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表	b					〃	
◇ウ 畜産業振興事業	b					〃	
◇（２）緊急対策	a重					〃	
○２ 畜産（酪農・乳業）関係業務	B					1－2	
（１）経営安定対策						〃	
ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等						〃	
◇（ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付	a○重					〃	
◇（イ）対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	b					〃	
イ 畜産業振興事業						〃	
◇（ア）酪農対策	b○重					〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
	加工原料乳生産者経営安定対策事業に係							

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
	◇カ 野菜農業振興事業	b					〃	
	◇(2)需給調整・価格安定対策 野菜の需給の調整その他の価格安定 に資するための事業の機動的・弾力的 な実施	b					〃	
	○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務	B					1－4	
	(1)経営安定対策						〃	
	ア 砂糖関係業務						〃	
	◇(ア)甘味資源作物交付金の交付	b○重					〃	
	◇(イ)国内産糖交付金の交付	b○重					〃	
	◇(ウ)制度周知等の取組状況	a					〃	
	◇(エ)業務内容等の公表	b					〃	
	イ でん粉関係業務						〃	
	◇(ア)でん粉原料用いも交付金の交付	b○重					〃	
	◇(イ)国内産いもでん粉交付金の交付	b○重					〃	
	◇(ウ)業務内容等の公表	b					〃	
	(2)需給調整・価格安定対策						〃	
	ア 砂糖関係業務						〃	
	◇(ア)制度周知等の取組状況	a					〃	
	◇(イ)売買実績の公表	a					〃	
	◇イ でん粉関係業務	b					〃	
	○5 情報収集提供業務	B					1－5	
	(1)情報収集の的確な実施						〃	
	◇ア 情報検討委員会の意見等を踏ま えた調査テーマの重点化	b					〃	
	◇イ 海外における情報収集体制の整 備の取組状況	a					〃	
	(2)需給等関連情報の迅速な提供						〃	
	◇ア 情報の期間内の公表	b					〃	
	◇イ							

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
	◇ウ 現地調査の実施	－					〃	
	◇エ 事後評価	－					〃	
	◇オ 事務処理手続きの迅速化	b					〃	
	◇カ 決算上の不用理由の分析	b					〃	
	◇キ 基金の見直し	b					〃	
	（３）補助事業の審査・評価						〃	
	◇ア 事業の達成状況等の自己評価	b					〃	
	◇イ 第三者機関による事業の審査・評価	b					〃	
	◇ウ 必要に応じた業務の見直し	－					〃	
	○７ デジタル化の推進による業務の効率化	S					2－7	
	◇（１）デジタル化の推進	s					〃	
	（２）情報システムの適切な整備及び管理						〃	
	◇（ア）PMOの設置等による体制整備	a					〃	
	◇（イ）デジタル人材の育成・確保等による体制強化	b					〃	
	○８ 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B					2－8	
第３ 予算、収支計画及び資金計画		A						
	○１ 財務運営の適正化	B					3	
	◇（１）収益化単位毎の予算管理	b					〃	
	◇（２）セグメント情報の開示	b					〃	
	○２ 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	A					〃	
第４ 短期借入金の限度額		B						
	○１ 運営費交付金に係る短期借入金	－					4	
	○２ 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金	B					〃	

||
||
||

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
	◇(2)人員に関する指標	b					〃	
	(3)業務運営能力等の向上						〃	
	◇ア 階層別研修の実施	b					〃	
	◇イ 専門別研修の実施	b					〃	
	◇ウ デジタル人材育成研修の実施	b					〃	
	◇エ 「えるぼし認定」等の取得に係る 取組の推進	a					〃	
	○3 情報公開の推進	B					8－3	
	◇(1)情報開示及び照会事項への対応	b					〃	
	(2)資金の流れ等についての情報公開 の推進						〃	
	ア 畜産関係業務、野菜関係業務						〃	
	◇(ア)補助事業者に係る情報公開	b					〃	
	◇(イ)生産者等への資金に係る情報公 開	b					〃	
	◇イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務	b					〃	
	◇ウ 基金の保有状況等の公表	b					〃	
	◇エ 経理の流れの公表	b					〃	
	○4 消費者等への広報	A					8－4	
	(1)アンケート調査の実施及び広報活 動の改善策についての検討						〃	
	◇ア 広報推進委員会における広報活 動の改善の検討	b					〃	
	◇イ アンケート調査の実施	b					〃	
	◇(2)ホームページ等での情報提供の 推進	a					〃	
	◇(3)消費者等との意見交換会等の開 催	a					〃	
	○5 情報セキュリティ対策の向上	B					8－5	
	◇(1)情報セキュリティ対策	b					〃	
	◇(2)連絡体制の整備	b					〃	
	○6 施設及び設備に関する計画	－						

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ 畜産業振興事業 （2）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第3条 肉用子牛生産安定等特別措置法第3条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 困難度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0188、0190、0191

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間 最終年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
肉用牛交付金を交付した件数	－	25,977件	42,969件					予算額（千円）	285,943,856				
目標業務日以内に交付した件数	35業務日以内の交付	25,977件	42,969件					決算額（千円）	115,403,436				
達成度合	－	100%	100%					経常費用（千円）	125,437,286				
肉用牛交付金を交付した回数	－	4回	4回					経常利益（千円）	△1,241,120				
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	4回	4回					当期総利益（千円）	8,631				
達成度合	－	100%	100%					行政コスト（千円）	125,437,286				

	を 制 定 し た 事 業 数	制定													
	達成度合	—	100%	100%											

注1）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（肉畜・食肉等）関係に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2）予算額、決算額は支出額を記載。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
					業務実績	自己評価								
	第2 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。			(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)										
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			評価 B 大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価はAが1、Bが4であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の 項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：5 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：1×3点＝ 3点 評価Bの中項目数：4×2点＝ 8点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝							

	から、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。					Aとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。) 小項目の総数：8 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：3×3点＝ 9点 評価bの小項目数：3×2点＝ 6点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 (評価対象外：2) 合計 15 点 (15／12＝125%) ・畜産（肉畜・食肉等）関係業務については畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されていた。 ・肉用牛交付金については、令和6年能登半島地震による被災に肉用牛生産者への支援対策として、要請に先んじて対応可能な措置が実施されていた。 ・肉用子牛生産者補給交付金の交付については、21年ぶりに黒毛和種の補給金が発動することとなり、同時期に緊急対策である和子牛生産者臨時経営支援事業も発動することとなった中、生産者への速やかな交付手続を実現するため、指定協会と適切に連携を図り、的確に生産者補給金等が交付されていた。 ・中期目標において、法人は畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和5年度は、能登半島地震における緊急対策事業として、被災地の現状・要望等を踏まえ、長期に渡る断水等に対応して飼養管理に要する飲料水等の確保や飼養家畜の緊急避難等の取組における支援内容の拡充等が実施されていた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし
--	---	--	--	--	--	---

	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 肉用牛・肉豚生産者の経営安定及び国産の牛肉・豚肉の安定供給を図るため、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。)に基づき、肉用牛又は肉豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合の交付対象生産者への交付金の交付等を行う。 (ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間実績：34業務日) 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、総合的なTPP等関連政策大綱(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定。以下「TPP等政策大綱」という。)において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 (ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 (ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 ◇(ア) 肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を35業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 肉用牛交付金について、販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に全て交付した。 (別添1－1) また、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震により肉用牛生産者にも被害が及んだことを受け、可能な対策として、災害救助法が適用された石川県内で飼養された登録肉用牛を対象に生産者負担金の納付期限の延長措置を即時対応するとともに、国からの要請に基づき、被害を証する書面の交付を受けた登録生産者に対して生産者負担金の納付猶予措置等を	＜評定と根拠＞ 評定 a 販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に全て交付することができた。達成度合は100%(42,969件/42,969件)であった。 また、令和6年能登半島地震による被災生産者への支援対策として、生産者負担金の納付期限の延長等を迅速かつ的確に実施するとともに、被災地(石川県)において畜産業振興事業と合同の災害対策説明会を開催し、関係機関と連携して問合せや相談に丁寧に取り組み、災害対応についても遺漏なく適切に実施したこと	＜その他事項＞ 特になし	
							評定	a
							肉用牛交付金について、迅速な交付を行ったほか、令和6年能登半島地震による被災に肉用牛生産者への支援対策として、要請に先んじて対応可能な措置として、生産者負担金の納付期限の延長、被災地における災害対策説明会の開催、関係機関と連携して問合せ・相談に丁寧に対応したことは、目標を上回る優れた取組内容	

	【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定。以下「TPP等政策大綱」という。）において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。			取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	請に基づき、被害を証する書面の交付を受けた登録生産者に対して生産者負担金の納付期限の延長措置等を講じた。					
	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 （第4期中期目標期間実績：－業務日）	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	◇（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 該当なし	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －	<table> <tr> <th>評定</th><td>－</td></tr> <tr> <td colspan="2">－</td></tr> </table>	評定	－	－
評定	－									
－										
	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等						

						2月中旬には被災地（石川県）で事業説明会を開催し、詳細な説明・質疑対応を行うとともに、事業実施に伴う細かな問合せや相談に関係機関と連携して丁寧に取り組み、一部畜種においては年度内に概算払を行った。 以上のとおり、達成度合 100%であった上に、能登半島地震の被災畜産農家に対する迅速かつ細やかな各種対応によりの確に実施したことから、a 評価とした。 <課題と対応> 特になし	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 40％程度となっているが、肉豚経営安定交付金の交付が無かったこと、肉用牛肥育経営安定交付金及び肉用子牛生産者補給金の交付が当初見込みより少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業 （２）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 （３）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第4条、第14条、第24条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 困難度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0187、0188、0190、0191

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間 最終年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
加工原料乳生産者補給交付金の支払請求件数	－	160 件	133 件					予算額（千円）	97,188,733				
目標業務日以内に交付した件数	18 業務日以内の交付	160 件	133 件					決算額（千円）	77,610,791				
達成度合	－	100%	100%					経常費用（千円）	76,374,508				
受託数量等を公表した回数	－	12 回	12 回					経常利益（千円）	△843,354				
目標業務日以内に公表した回数	9 業務日以内の公表	12 回	12 回					当期総利益（千円）	1,211				
達成度合	－	100%	100%										

						対して、年度内に一部取組の補助金交付（乳房炎予防管理対策金）を開始できたことは、優れた取組内容と評価。 以上のとおり、達成度合 100%であった上に、短期間での事業実施要綱制定と、能登半島地震の被災酪農経営に対する迅速かつ細やかな各種対応によりの確に実施したことから、a 評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 80%程度となっているが、畜産業振興事業費において、年度内に間接補助事業実施主体までの支払いが間に合わない分（翌年度への繰越）が生じたほか、一部の事業で、年度途中で同内容の事業が令和 5 年度補正予算で措置され、事業期間が短くなったこと等が要因である。

	実績：事業説明会の実施：100%)			る a：達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための優れた取組 内容が認められる b：達成度合は、100%で あった c：達成度合は、80%以 上 100%未満であった d：達成度合は、80%未 満であった	については、内容を更新 し機構ホームページで 公開することにより情 報発信を図るとともに、 新たに製本版の有償販 売を令和6年1月25日 から開始した。	特になし	
--	-------------------	--	--	--	--	------	--

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 62%程度となっているが、総じて価格が堅調に推移したことにより、生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

				あった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 87%程度となっているが、さとうきび生産量の減少及びでん粉原料用かんしょ生産量の減少により、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったことから当年度の借入金が見込より下回ったこと等が要因である。

			b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する		特になし	
--	--	--	---	--	------	--

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 82%程度となっているが、ポストコロナ後の海外の物価高・円安等を踏まえて調査対象国、調査回数を見直したこと等が要因である。

